

授業科目名	保険法	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	佐野 誠	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

近年、保険金不払い、保険金殺人、保険金詐欺など保険をめぐる法的紛争が増加してきている。また、保険市場の自由化によって保険業界に対する法規制も大きく変容している。本授業では、このような今日の状況をふまえた上で、損害保険および生命保険を取り巻く法的諸問題を取り上げる。特に、実際の紛争事例を検討することによって、実社会において保険法令や保険約款がどのようにワークしているのかを認識させ、保険紛争に対応できる法曹としての視点を身に付けさせる。

到達目標

- (1) 保険法の基礎理論を理解している。
- (2) 種々の保険種目の概要とそれを巡る法的問題を述べることができる。
- (3) 具体的な紛争事例において保険法上の論点を抽出することができる。

成績評価基準および方法

成績評価は、到達目標を基準として絶対評価で行う。
 評価項目は、授業中の討論における発言など授業に対する取り組み状況、および定期試験の成績である。
 評点の配分は、授業中の取り組み状況 30%、定期試験 70%である。

テキストおよび参考文献

判例検討の教材として、山下友信＝洲崎博史編『保険法判例百選』（別冊ジュリスト 202 号、有斐閣、2010、ISBN978-4-641-11502-6、2,400 円＋税）を使用する。
 参考用あるいは予習用教材として、山下友信＝竹濱修＝洲崎博史＝山本哲生『保険法（第 4 版）』（有斐閣アルマ、2019、ISBN978-4-641-22129-1、2,100 円＋税）を推奨する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

事前学習：指定された判例を読み、自分なりの見解を考えておくこと（1 時間程度を想定）。
 事後学習：授業内で指摘した重要点を反芻し、必要に応じて参考文献等に当たること（1 時間程度を想定）。

授業計画および内容等

第 1 回	保険制度と保険法	保険制度や保険の種類について概観した上で、保険法の意義、保険制度と保険法の関係、保険契約法の法源、保険約款等について考察する。
第 2 回	保険契約と当事者・関係者	保険契約の意義、保険契約の性質、保険者と補助者、保険契約者とその関係者、他人のためにする保険契約などに係る法的問題を取り上げる。
第 3 回	保険契約の成立・終了	保険契約締結時の主要問題である告知義務について、その基本概念を理解した上で、判例を検討する。
第 4 回	保険契約の内容・効果	保険事故、保険期間、保険料期間、両当事者の義務等に関する諸問題を考察する。

第5回	損害保険契約の 意義・内容	損害保険契約の意義、損害保険契約の要素である被保険利益、保険価額、保険金額について理解させ、これらに関する事例を取り上げる。
第6回	損害保険関係の 変動	損害保険契約締結後の契約関係の変動として、危険の増加・減少、保険価額の著しい減少、保険の目的物の譲渡等に関する法条および約款規定を理解させ、具体的事案における規定の適用について考察する。
第7回	損害保険に特有の 効果	保険者の損害補填義務と免責事由、保険代位、被保険者の損害防止義務と保険者による費用負担等について事例を取り上げて検討する。
第8回	責任保険	責任保険の意義、役割、種類、内容を理解させた上で、被害者の地位の保護について検討する。
第9回	自動車保険	自賠法における責任制度と自賠責保険、政府保障事業、任意自動車保険について、その基礎を理解させ、具体的事案を検討する。
第10回	その他の損害保険	火災保険、海上保険、再保険などをとりあげ、これらの保険に固有の問題について考察する。
第11回	生命保険契約(1)	生命保険の意義と種類、他人の死亡の保険契約、他人のためにする生命保険について理解させた上で、判例の検討を行う。
第12回	生命保険契約(2)	保険契約者貸付、生命保険債権の処分・差押え、保険金の支払い・免責事由、生命保険契約の変更・復活等に係る法的諸問題を検討する。
第13回	生命保険契約法と 実務	生命保険の実務家を招き、生命保険実務を取り巻く法的諸問題について講義をしよう。ただし、状況によっては本項目は割愛することがある。
第14回	傷害疾病定額保険 契約	傷害疾病定額保険契約の意義、種類、内容、契約の効果等に係る法的諸問題を検討する。
第15回	保険担保	債権の担保として保険制度を利用する方策として、物上代位、保険金請求権の質権設定、抵当権者特約の付帯、債権保全火災保険の付保を取り上げ、これらを取り巻く法的諸問題を検討する。
関連 URL		
備考欄		
弁護士実務において最も大きな割合を占める保険関係の紛争は、交通事故と自動車保険である。しかし、本講義では時間の関係上このテーマには一コマしか配分できない。そこで、交通事故と自動車保険についてより深く履修したい院生は、後期開講の「交通事故賠償論」(佐野担当)をあわせて受講することを薦める。		